

# お知らせ

城里町役場（代表）

☎ 029-288-3111

## お知らせ

### 業務用はかりの定期検査について

取引または証明に使用するはかり（計量器）は、2年に1度の定期検査を受けなければなりません。城里町では、左記の日程で実施しますので、最寄りの会場で必ず受検してください。

所在場所での検査を希望される場合は、計量士による巡回検査（別途料金）の制度もありますのでご利用ください。

### 検査日程

○常北地区

6月20日（月）、21日（火）

会場／コミュニティセンター

城里 ロビー

○桂地区 6月22日（水）

会場／桂公民館

○七会地区 6月23日（木）

会場／七会公民館

受付時間 午前10時30分～正午、午後1時～3時

### 持参するもの

①印鑑 ②手数料（1台あたり520円～3,000円位）

③受検通知ハガキ（初回不要）

④はかり（分銅・おもりも必ず持参）

### 検査対象となる計量器

ア 各種商店（露店、行商を含む）

イ 薬局、病院の調剤用はかり

ウ 農産物、出荷のために使用するはかり（米の庭先取引用も対象）

エ 事業所の受入、出荷の取引内容および品質表示のために使用するはかり

オ 運送（宅配便）会社の小荷物の運賃算出に使用するはかり

カ 貴金属商、釣り堀等で使用するはかり

キ 保健所、病院、学校、幼稚園、保育所で健康診断や身体検査用に使用するはかり

ク 法令等により公共機関へ報告、または統計用はかり

定期検査が免除されるはかり

ア 新規に購入したはかり（初回の検査は3年を超えない範囲で1回受けてください）

イ 計量士による検査（代検査）を受けたはかり

※家庭用計量器は、取引・証明に使用できません。また、検査の対象にもなりません。

問合せ

○茨城県計量検定所 指導課

☎029-1221-2763

○茨城県指定定期検査機関

一般社団法人茨城県計量協会

☎029-1225-17973

○城里町役場まちづくり戦略課

商工・観光グループ

☎029-1288-3111

（内線225）

## 金婚を迎える方へ

平成28年度金婚式の申し込みを受け付けます。

金婚式期日 9月19日（月・祝）

※敬老会式典とあわせて行います。

対象 昭和42年3月31日以前

に婚姻届を提出されたご夫婦

提出書類 戸籍抄本

申込期限 6月30日（木）

申込先 城里町役場本庁舎長寿

応援課、桂支所、七会支所

問合せ 長寿応援課

☎029-1353-17125

## 児童手当現況届の提出について

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届け出は、6月1日現在の状況を確認し、児童手当を引き続き受けられるかどうかを審査するためのものです。この届け出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

### \*\*\*\*\* 現況届に必要な書類 \*\*\*\*\*

- ・健康保険被保険者証の写し（請求者のもの）
  - ・その他、必要に応じて提出する書類
- （平成28年1月1日時点で城里町に住居登録をしていなかった方は所得課税証明書、養育している児童と別居している場合は別居監護申立書と児童の属する世帯全員の住民票など）

### \*\*\*\*\*

現在、児童手当を受給されている方には、個別に現況届の用紙を送付しますので、必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添えて6月30日（木）までに福祉こども課（城里町役場本庁舎1階）へ提出してください。

問合せ 福祉こども課 ☎029-353-7265（直通）

## 広告



**医療市民講座(ひざの痛み)開催のお知らせ**

ひざの痛みをお持ちの方に向けた医療市民講座を開催します。参加費無料、無料自宅送迎サービス(要申込)、無料シャトルバスもあります。お気軽にご参加ください。

また、講座の前後には医師・理学療法士による個別相談(要申込)やひざ痛予防教室(申込不要)もあります。

**日時** 6月26日(日)  
午後2時～3時40分

**場所** 医療専門学校水戸メディア  
イカルカレッジ 3階講堂

**テーマ** 「ひざの痛みの原因を知ろう!」  
痛みの原因にあわせた治療方法

**講師** 北水会記念病院

整形外科 塚田 幸行 医師、  
森 翔 理学療法士

**対象** ひざの痛みにお悩みの方  
やその家族

**定員** 200名(要申込)

**申込方法** 電話またはメールにてお申し込みください。

**申込期限** 6月20日(月)  
※定員に達し次第、締め切り

**申込先・問合せ**

☎029-3303-3003  
北水会記念病院  
✉hospital@hokusuiikai-ki  
nen.jp

**平成28年度労働保険 年度更新の申告・納付のお知らせ**

平成28年度労働保険における年度更新の申告・納付期間は、6月1日から7月11日(月)までです。また、平成28年4月1日より雇用保険料率が引き下げられました。

労働保険料の納付は、口座振替制度をご利用ください。申請手続きを1度行えば、翌年度以降も継続して口座振替による納付ができ、納期限の延長もされます。詳細は、問合せ先までお問い合わせください。

**雇用保険料率**

事業の種類	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般事業	4/1,000 (5/1,000)	7/1,000 (8.5/1,000)	11/1,000 (13.5/1,000)
農林水産 清酒製造	5/1,000 (6/1,000)	8/1,000 (9.5/1,000)	13/1,000 (15.5/1,000)
建設事業	5/1,000 (6/1,000)	9/1,000 (10.5/1,000)	14/1,000 (16.5/1,000)

左：28年度、( )：27年度

**納付日**

納期	第1期	第2期	第3期
口座振替利用無	7月11日(月)	10月31日(月)	1月31日(火)
口座振替納付日	9月6日(火)	11月14日(月)	2月14日(火)

**問合せ** 茨城労働局 総務部 労働保険徴収室 (〒310-8511 水戸市宮町1丁目8番31号)  
☎029-224-6213 ☎http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

広告